

先天性血液凝固因子障害等医療受給者証について（通知）

様

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課

療養に励まれている皆様にお見舞い申し上げます。

この度、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症発生等の状況等を踏まえた公費医療の取扱いとして、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に支給認定の有効期間が満了する方についての延長措置（1年間自動延長）が行われることになりました。

ついては、昨年度発行の受給者証の有効期間が下記のとおり延長されることになりましたので、お知らせします。

なお、受給者証は、昨年度発行のものを引き続き使用してください。

記

【延長前】

受給者証有効期間：平成31年4月1日～平成32年3月31日



【延長後】

受給者証有効期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日

※有効期間の延長については、関係機関を通じて医療機関等へお知らせしますが、病院や薬局などで尋ねられた場合は、この通知を提示するか、問い合わせ先まで確認するようお願いいたします。

※延長後の有効期間以降については、期間内に従来どおり更新申請のお手続きが必要となります。

※受給者証の記載事項変更のお手続きをされる場合は、問い合わせ先に必要書類をご確認いただき、郵送等により書類を提出するなどできるだけ外出を控えていただき、接触機会の低減にご協力いただきますようお願いいたします。

○問い合わせ先  
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目  
大阪府健康医療部保健医療室  
地域保健課 難病認定グループ  
電話 06-6941-0351（代表）  
FAX 06-6941-6606